

7) 災害廃棄物処理の体制

災害発生後、迅速かつ円滑に生活環境保全上支障のある廃棄物に対処するため、様々な災害廃棄物に係る対応を行うための処理対策を示した。

組織体制の構築、被害状況の情報収集、住民広報、仮置場の設置、生活ごみ・避難所ごみ・し尿への対応、損壊家屋の撤去(解体)の支援、広域処理の調整など、多くの対応を行う必要がある。

例えば、本市で大きな被害が想定されている長者ヶ原断層-芳井断層帯地震における災害廃棄物発生量は約528万トンと推計された(平成30年7月豪雨における広島県計は約141万トン(H30.8.31時点))。これらの災害廃棄物は、仮置場に仮置き・粗選別したのち、二次仮置場で破碎選別し、処理施設で処理を行う必要がある。市内で処理できない場合は、市外の処理について広域調整を行う必要がある。

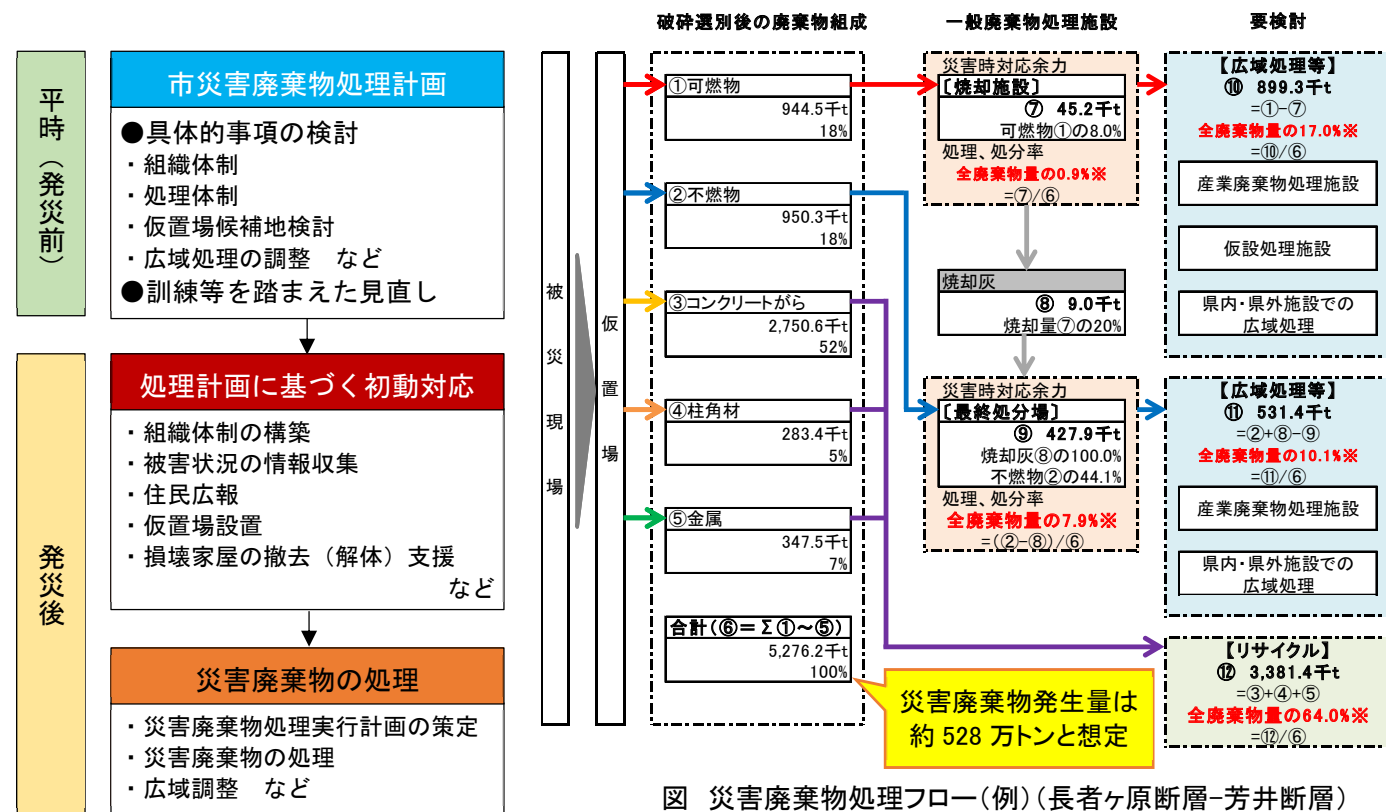


図 災害廃棄物処理フロー(例)(長者ヶ原断層-芳井断層) 【2023年(平成35年)までの処理体制】

図 災害廃棄物処理の主な流れ

8) 計画の見直し

本計画は、災害発生時に効果的な運用を可能とすることが重要である。そのため、次のような場合に随時見直しを行い、訓練、研修を通じて災害発生に備えるものとする。

- ・法令や国の関連指針、地域防災計画、廃棄物処理計画など、上位計画等の変更があり見直しが必要となったとき。
- ・被害想定等、重要な前提条件に変更があったとき。
- ・実際の災害対応や訓練を踏まえた検証の結果、改善すべき点が認められたとき。
- ・その他、特に見直しが必要となったとき。

1) 計画策定の背景・目的

国においては、2011年(平成23年)の東日本大震災で発生した多量の廃棄物の処理が復旧・復興における大きな課題となったことなどから、廃棄物処理法基本方針等により「災害廃棄物対策指針」(2018年〔平成30年〕3月改定)を踏まえた地方公共団体の災害廃棄物処理計画の策定が推進されている。

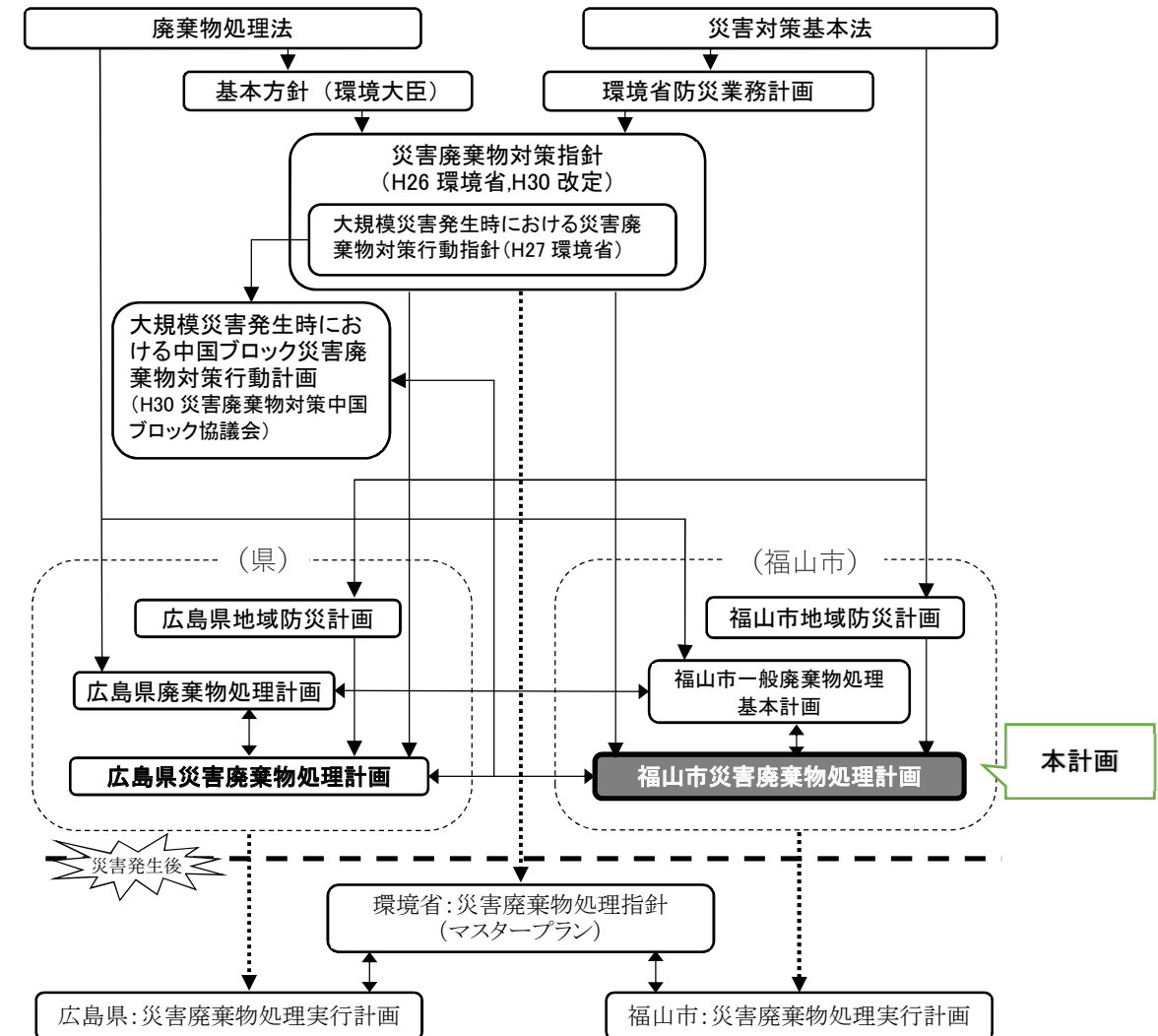
また、広島県においても、高い確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震をはじめとした地震災害、風水害、各種災害が発生した場合に、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行なわれることを目的とし、2018年(平成30年)3月に「広島県災害廃棄物処理計画」を策定している。

本市として、国の指針及び広島県の計画を踏まえ、今後、大規模地震や洪水等の災害に直面した場合、災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、福山市災害廃棄物処理計画を策定する。

2) 計画の位置づけ

本計画は、「福山市地域防災計画」や「福山市一般廃棄物処理基本計画」の枠組みのもと、「広島県災害廃棄物処理計画」等とも相互に整合を図ったうえで、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び処理実施手順を、国の災害廃棄物対策指針を踏まえてとりまとめるものである。

災害発生時には、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物処理実行計画を作成することとなるが、本計画はこの災害廃棄物処理実行計画を作成する際の基礎となるものである。



### 3) 基本的事項

#### (1) 対象とする災害

本計画では、地震災害及び風水害、その他自然災害全般を対象とする。

地震災害については、地震災害全般及びこれに伴う津波災害を計画の対象とし、複数の想定地震について廃棄物発生量の推計等のデータを整理し課題を抽出する。

風水害については洪水災害、土砂災害について廃棄物発生量の推計等のデータ整理の対象とする。

#### (2) 想定する地震災害

本市では、「広島県地震被害想定調査報告書」に示されている地震のうち、本市で大きな被害が見込まれる表1の地震を本計画における想定地震として選定し、発生推計量に基づく処理フローの検討等の対象とする。

表1 対象地震の諸元

対象地震	地震の規模(M)	地震のタイプ	津波の有無
南海トラフ巨大地震	9.0	プレート間	有
長者ヶ原断層-芳井断層	7.4	地殻内	無

出典：「広島県地震被害想定調査報告書」(平成25年10月、広島県)をもとに作成

#### 各種災害への対応

本計画では、地震災害だけではなく、風水害による災害廃棄物の発生についても考慮した。

災害廃棄物発生量の推計にあたっては、本市に大きな被害をもたらす災害を対象として検討を行った。

**地震災害**：南海トラフ巨大地震、長者ヶ原断層-芳井断層

**風水害**：市内18河川の浸水害、市内で被害が想定される区域の土砂災害

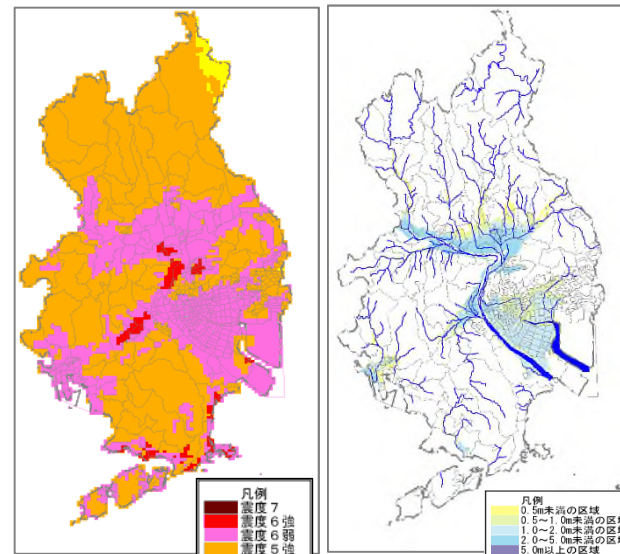


図 市内被災リスク分布  
(左:南海トラフ巨大地震、右:洪水浸水想定)

### 4) 制度の活用

東日本大震災等の経験を踏まえ、大規模災害時においても適正、円滑、迅速な廃棄物処理を確保するため、平成27年に廃棄物処理法及び関係政省令の改正が行われた。これにより、非常災害時における廃棄物処理施設の設置に係る手続きの簡素化や、収集運搬・処分の委託の基準の緩和等の措置が設けられている。

本市では、「福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」(平成12年9月27日、条例第60号)を改正(平成31年3月予定)し、改正後は、条例に基づき、本市又は本市から委託を受けた者が一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る生活環境影響調査結果等の縦覧期間を1か月以内に短縮することが可能となるよう手続きを進める方針とする。

### 5) 災害廃棄物処理の基本方針

#### (1) 処理の基本方針

災害廃棄物の処理にあたっては、安全性や生活環境の保全を確保するとともに、いち早く復旧・復興を行うことができるよう、国、県、市、民間事業者、その他関係団体等が協力して対応することを基本とする。

#### (2) 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用(リサイクル)によりその減量を図り、最終処分量を低減させる。また、市内の処理施設を最大限に活用する。

#### (3) 処理期間

災害廃棄物の処理期間は、過去の災害事例を踏まえ3年以内の処理完了を基本とする。ただし、被災地域の災害廃棄物の発生状況や処理先の確保状況等を踏まえて、発災後に適切な処理期間を設定する。

#### (4) 処理体制

本市における平時の一般廃棄物処理体制を最大限活用するとともに、必要に応じて民間事業者等と連携して災害廃棄物処理体制を構築する。市は被災状況に応じて、県を通じて国、他都道府県、その他関係団体にも協力を要請し、広域処理体制を構築する。

#### 一般廃棄物処理体制の整理

本市では、2024年度(平成36年度)に可燃ごみ処理施設(新施設)を稼働予定であり、2023年度(平成35年度)以前と2024年度(平成36年度)以降で廃棄物の処理体制が異なる。よって、本計画においては、2023年度(平成35年度)以前と、可燃ごみ処理施設(新施設)の稼働を想定した2024年度(平成36年度)以降の処理体制を考慮してとりまとめた。

### 6) 平成30年7月豪雨の課題と今後の対応策

平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理に係る庁内関係課と協議した結果、多くの課題があげられており、本計画内に「災害廃棄物処理の留意点」として示している。

#### ① 庁内の組織体制構築

発災後、通常業務以外の様々な災害対応業務が発生し、人員不足により特定職員に負荷が集中し、対応が滞った。今後は、担当課はもとより、その他の課も含めた組織横断的な災害廃棄物対応チームの組成が必要である。

#### ② 仮置場の設置

自治会長に住民用仮置場の選定を依頼し、約100箇所を円滑に選定できた。今後は、災害の状況に応じて住民用仮置場の選定を協働して実施する旨を平時から調整する必要がある。

#### ③ 住民広報

災害廃棄物の受入対象、受入場所、受入期間、仮置場での分別の周知が不十分であった。今後は、平時から広報内容、広報手法、庁内の情報共有などの実施を検討する必要がある。